

呉市地域再生協議会規約（案）

（目的）

第1条 本会は、呉市地域再生協議会（以下「協議会」という。）と称し、呉市の「呉市の未来を創るグリーン・イノベーション・ビジョン」の実施及び総合的、効果的な推進に関し必要な事項を協議するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第12条第1項の規定に基づき設置する。

（構成員）

第2条 協議会は、別表の構成員で構成する。

2 市は必要があると認められる場合は、構成員を追加することができる。

（会長）

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、呉市産業部商工振興課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

（協議会の運営）

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し開催するものとする。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、呉市産業部商工振興課に置く。

（規約の見直し）

第6条 協議会は、必要に応じてこの規約の見直しを行うものとする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年12月 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	構成機関名
商工団体	呉商工会議所
	呉広域商工会
	広島県中小企業家同友会呉支部
金融機関	株式会社伊予銀行
	呉信用金庫
	株式会社商工組合中央金庫
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	広島県信用組合
	広島市信用組合
	広島信用金庫
	株式会社もみじ銀行
	株式会社山口銀行
呉市	呉市産業部商工振興課